

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会
暫定認定研修施設に関する細則

第1章 暫定認定研修施設・研修連携施設の基準

第1条 産婦人科内視鏡手術の臨床研修を行うための一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会（以下、本法人と略記）認定研修施設規則を補完する目的で、暫定認定研修施設を置く。暫定認定研修施設は、腹腔鏡手術件数や学術の条件を満たすものの、本学会認定研修施設規則第3章第5条第2項、（3）を満たすことができない場合に、本学会認定技術認定医（腹腔鏡）の受験資格要件を付与することを目的として認定される。

2. 次の各項のすべてを満たす施設を暫定認定研修施設に指定する。

- （1） 暫定認定研修施設の責任者は本法人の会員である。
- （2） 公益社団法人日本産科婦人科学会専攻医指導施設、一般社団法人日本専門医機構における基幹病院、連携施設のいずれかである。
- （3） 腹腔鏡手術が過去3年間連続して、年間50例以上である。但しロボット支援手術は含まない。
- （4） 次の1）から7）の条件を満たす本法人の会員が1名以上常勤している。なお常勤とは週32時間以上もしくは週5日以上当該施設に勤務しているものをいう。暫定認定施設における常勤医とは、本法人認定技術認定医（腹腔鏡）に近い条件を有するが本学会認定研修施設規則第3章第5条第2項、（3）の認定研修施設要件を欠くため技術認定申請が出来ないものを指す。本常勤医を暫定認定研修施設指定常勤医とする。
 - 1） 継続3年以上本法人会員であること*1。
 - 2） 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること
 - 3） 本法人認定技術認定医（腹腔鏡）と過去任意の時点で10件以上手術を行った経験があり（助手でも可）、本法人認定研修施設に属する本法人認定技術認定医（腹腔鏡）から恒常的に手術指導を受けられる環境にあること。
 - 4） 本法人主催の学術研修会に直近5年間で3回以上出席している。
 - 5） 国外、国内内視鏡関連学会、および公益社団法人日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認め研修出席証明される都道府県レベル以上での関連学会、または本学会が認定する研究会において、筆頭演者として学会発表5件以上の内視鏡手術に関係する発表があること*2。この学会発表は技術認定制度委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならない。また、本法人が開催する学術講演会で、1回以上筆頭演者として学会発表することが必須である。
 - 6） 国内外において内視鏡手術に関係する論文を、査読の証明がある医学雑

誌に発表していること【論文 5 題以上（内 1 題は筆頭著者）】*3。

7) 術者として 100 件以上の腹腔鏡手術経験を有する。(ロボット支援手術は含まない)

*1. 3 年とは入会后連続して 36 ヶ月以上の会員歴をいう。休会期間は会員履歴に含めない。

*2. ロボット支援手術およびマイクロ波子宮内膜アブレーションに関しては、内視鏡手術に係る論文に含んでよい。

*3. 本法人主催実技研修会、本法人主催縫合結紮講習会、本法人が認定する実技研修会（ウェット・ラボのみ）、本法人学術研修会及び日本内視鏡外科学会（以下 JSES）教育セミナー、JSES 内視鏡下縫合・結紮手技講習会への参加 1 回は、学会発表 1 回、または論文発表（筆頭著者以外）1 回のいずれかに相当する。なお代替の場合にも内視鏡手術に係る学会発表 3 題、論文発表 3 題（内筆頭 1 題以上）は必須とする。

(5) 院内に外科および泌尿器のバックアップ体制があるか、外科および泌尿器を有する緊密な連携が取れる病院がある。

(6) 各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。

第 2 条 暫定認定研修施設の指定を受けようとする施設が、本細則第 1 条第 2 項、(2) の要件を満たさぬ場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として指定申請の資格を得るものとする。連携申請の書式は別に定める。

第 2 章 暫定認定研修施設の業務

第 3 条 暫定認定研修施設は腹腔鏡手術において適正で安全な治療を実施するとともに、実施した症例の数、術式、合併症、転帰などを報告する義務を負う。

2. 内視鏡手術に携わる医師の教育をおこなう。

3. 暫定認定研修施設の責任者は、技術認定のための研修医師を受け入れることができ、その研修内容を証明する。

第 3 章 暫定認定研修施設の資格申請方法

第 4 条 この法人の暫定認定研修施設を希望する施設は別途定める申請様式に従い、理事長に資格申請を行う。

2. この法人の研修連携施設は別途定める申請様式に従い、理事長に資格申請を行う。

3. 申請を希望する施設は申請書に審査料 30,000 円を納付する。

4. 理事長は、暫定認定研修施設として妥当と認めた施設に対して、理事会の議を経て、本会認定証を交付する。認定証発行及び登録料は 50,000 円とする。

第6章 暫定認定研修施設の認定期限

第5条 暫定認定研修施設は2019年1月からの認定を開始し、原則として期限を5年間とする。

第7章 資格の喪失

第6条 研修指導実績（年次）報告が果たされない場合は、その理由を問わず施設登録が抹消される。

2. 該当施設が本規則第1章第1条第2項(1)～(5)における条件を満たさなくなった場合には資格を喪失し、保留は認められない。

3. 暫定認定研修施設に関する規則の第1条第2項(1)～(5)について要件を満たさなくなった場合には、1カ月以内に暫定認定研修施設取り下げの申請を提出しなければならない。

4. 暫定認定研修施設が認定の申請に対して虚偽の記載など不正な行為があった場合や学会の名誉に多大なる毀損をもたらした場合には、本法人認定研修施設委員会で審査をおこない、理事会の議を経て、施設責任者および申請施設長に対する嚴重警告または認定研修施設申請資格の停止などの措置を講ずる。

第8章 暫定認定研修施設細則の変更

第11条 本法人が暫定認定研修施設細則を変更しようとする時は、理事会の議を経なければならない。

附則

- 1) 本規則は平成31年1月1日より施行される。
- 2) 平成31年3月 第1条一部改定。
- 3) 令和2年3月 第1条、第3条、第6条一部改定。
- 4) 令和3年6月 第1条一部改定。